

事業主 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
香川県支部

特定自主検査者能力向上教育の実施について  
「高所作業車」

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近年、建設荷役車両においては、メカトロニクス化、高出力化等の構造及び性能の高度化が図られており、その技術的進展には著しいものがあります。

この度、定期自主検査指針が令和5年3月31日に改定となりました。

定期自主検査指針とは、労働安全衛生法第45条(定期自主検査)の適切かつ有効な実施を図るため、当該機械における定期自主検査の検査項目、検査方法、判定基準等が定められたものです。

今回の改正は、平成27年の車両系建設機械の定期自主検査指針の改正以来、8年ぶりとなります。  
また、車両系建設機械や高所作業車など5種類の定期自主検査指針全てが同時に改正されるのは初めてのこととなります。

これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、特定自主検査の検査者で特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者を対象に、事業者は、その能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受けられる機会を与えることとなっています。

改正の趣旨は、最近の技術革新により、機械等の部品や構造、検査機器等が大きく変化してきていることを踏まえ、機械等の安全を確保する上でより適切かつ合理的な検査方法や判定基準等を取り入れることとしたものです。

厚生労働省では、専門家も交えて技術的な検討及び見直しを行い、新検査指針は、現状に即した検査項目・検査方法・判定基準に改めた内容のものとなりました。

当協会では、検査等に係る高度な知識と技能を向上して頂くために、能力向上教育を5年毎に受講することを推奨しています。

つきましては、新定期自主検査指針にて「能力向上教育」を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

## 記

1. 日 時 令和7年10月22日(水) 午前8時50分～午後5時
  2. 場 所 香川地域職業訓練センター  
高松市郷東町587-1  
電話087-882-5464
  3. 受講対象者 高所作業車の検査資格を有する検査業者の検査員及び事業内検査資格を有する検査員
  4. 受講内容 (1) 最近の高所作業車の傾向と特徴  
(2) 検査及び検査機器に関する知識  
イ、新しい機構及び装置の検査方法及び判定基準  
ロ、故障診断の方法等  
(3) 災害事例及び関係法令  
(4) 定期自主検査指針の変更点
  5. 受講料 会 員 1人 11,770円 (テキスト代及び消費税を含む)  
一 般 1人 12,430円 (テキスト代及び消費税を含む)  
  
受講料につきましては、申し込み頂いた後 請求書をお送り致しますので  
請求書記載の口座に受講料の振り込みをお願いいたします。
  6. 受講手続 特定自主検査能力向上教育受講申込書に所要事項を記入し香川県支部まで送付して下さい。  
※ペーパーレス化の為、Eメールで申し込ただけであれば、Eメールで請求書をお送りいたします。 E-mail: [sacl37@mx1.alpha-web.ne.jp](mailto:sacl37@mx1.alpha-web.ne.jp)
- なお、申込の際には、**資格証明証の写し**、を提出してください。
7. 振込先 受講料を銀行振込みされる場合は、下記銀行へお振込み下さい。  
取引銀行 百十四銀行田町支店(普) 0861254  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部  
カナ: コウエキ(シヤ)ケンセツニヤクシヤリヨウアンゼンギジュツキヨウカイ  
カガワケンシブ  
※ 送金手数料は、お振込み者負担となります。  
注) 受講料が振込まれた後、受講日1週間前に受講票を事務所宛に郵送します。  
(受講票は、忘れずに受講当日持参してください。)
  8. 申込締切日 令和7年10月15日(水)

9. 申込先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部  
〒760-0062 高松市塩上町 10-5 (池商はせ川ビル1階113号室)  
電話 087-837-3668  
FAX 087-837-3671

10. 受講取消について

受講者が受講申込をした後、受講の取消しをした場合の費用については、下記の通り定める。

受講取消の受付時期	キャンセル料の取扱
① 研修・教育開始日の5営業日前迄	取消費用は発生しません
② 同4営業日前から2営業日前	教材費を除く受講料を頂きます。
③ 同1営業日前及び当日	教材費を含む受講料全額を頂きます。
特記事項	教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日にかかわらず教材費を頂きます。

※ 受講料の返金の為の振込み手数料は各自負担願います。

11. その他 能力向上教育を受講された方には教育終了後、当該機械に関する「修了証」が行されますので、印鑑をお持ち下さい。